

保険法の見直しに関する要綱案（第1次案・上）（追加分）

第1 損害保険契約に関する事項

7 片面的強行規定

1(3)(危険に関する告知)ア、イ及びエ、〔同(5)(遡及保険)〕、2(1)(危険の増加)の及び、4(2)(重大事由による解除)並びに同(4)(解除の効力)の規律に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効とするものとする。

1(4)(第三者のためにする損害保険契約)、3(7)(保険金の支払時期)の及び、同(10)(損害発生後の保険の目的物の滅失)、同(11)(残存物代位)並びに同(12)(請求権代位)の規律に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とするものとする。

1(6)(損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還)、2(2)(危険の減少)及び同(3)(超過保険・保険価額の減少)の規律に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とするものとする。

からまでは、次に掲げる損害保険契約については、適用しない。

(ア) 商法第815条に規定する海上保険契約

(イ) 航空機(ロケットを含む。以下同じ。)若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的物とする損害保険契約又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

(ウ) 原子力施設を保険の目的物とする損害保険契約又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に係る責任保険契約

(エ) (ア)から(ウ)までのほか、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴って生ずる事故を保険事故とする損害保険契約(損害てん補方式の傷害疾病保険契約を除く。)

(注) 第19回会議において、保険法部会資料19の第11における提案に関し、より明確な基準によって片面的強行規定の対象となる保険契約の範囲を画するべきであるとの指摘があったことを踏まえ、(エ)では、法人その他の団体又は事業を行う個人の事業活動に伴って生ずる事故を保険事故とする損害保険契約を片面的強行規定の対象から外すこととしている。典型的な例としては、再保険契約、信用保険契約、保証保険契約、PL保険契約等が挙げられるほか、店舗を保険の目的物とする火災保険契約等も通常はこれに含まれることになると考えられる。

この点に関し、同会議では、零細な事業者を片面的強行規定の対象とすべきであるとの意見があった一方で、事業者の規模によって区別することに否定的な意見もあったほか、片面的強行規定の対象が広くなりすぎると、保険の引受けが困難になる場合があり、ひいては事業者の事業活動に支障を来すことになるとの懸念も示された。さらに、実務上、店舗総合保険においては、約款で消費者保護と同様のレベルの規定が設けられる傾向にあるとの指摘もあった。

そこで、これらの指摘を踏まえ、片面的強行規定の対象となる保険契約の範囲については、事業者の事業活動を阻害しない明確な基準を設けるという観点から、の(I)により、事業に関するリスクを担保する損害保険契約を広く片面的強行規定の対象から外すこととしている。

現行商法の参考条文 なし